

中崎はな保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 ハナ集いの家
所 在 地	大阪市北区中崎 2-4-2
電 話 番 号	06-6371-7331
代表者氏名	理事長 金明弘

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	中崎はな保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市北区中崎 2-4-29
連 絡 先	電話番号 06-6371-1387 FAX 06-6467-8873
管 理 者	園長 松藤美和子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 9人 1歳児 16人 2歳児 16人 3歳児 17人 4歳児 17人 5歳児 17人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 51人 満1歳以上満3歳未満の児童 32人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	2021年4月1日
事 業 所 番 号	
ホ ー ム ペ ー ジ	www.hanahoikuen.net

3 施設の目的・運営方針

中崎はな保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努めます。

4 当園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地		327.82 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建て
	延べ面積	624.53 m ²
園庭		屋上園庭 98.81 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	もも組（0歳児クラス） ※床暖房 ゆり組（1歳児クラス） ※床暖房
調乳室	1室	
保育室	3室	ばら組（2歳児クラス） ※床暖房 異年齢（たて割り）クラス： さくら組、すみれ組（3歳児・4歳児・5歳児）
ランチルーム	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
休憩室（更衣室）	2室	
相談室	1室	3階更衣室 兼用

5 提供する保育などの内容

当園は、保育所保育指針（2017年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 保育理念
「一人ひとりの自分らしさを大切にする」
- (3) 保育方針
- 1) 自分らしさと多様性を尊重する
 - 2) どのような行為や行動も子ども自身が主人公であり、やってみようとする意欲と自己決定を尊重する
 - 3) 個々の育ちに寄り添い、豊かな遊びの環境を整える

(4) 保育目標

1) 自他への信頼を育む

自分の力を十分に発揮できる環境と、応答的、肯定的な関わりの中で愛着関係を築き、自己肯定感と他者への信頼を育む

2) 様々な違いを受け入れ違いの豊かさに気づく

人々の多様なあり方を受け入れ、違いが私たちの生活や社会を豊かにしていることに気づく

3) 主体性を育てる

どのような行為や活動も子ども自身が主人公であることを意識し、発達に応じた経験の中で意欲と自立心を育てる。

4) 人や社会と関わる力を育てる

自分の気持ちを言葉で表し伝える中で、他者の気持ちや思いに気づく。
友だちと遊び活動する中で、協力したり助け合う喜びを経験する。

5) 豊かな感性を育てる

優れた絵本や豊かな遊びの環境を通して創造性、想像力を育む

(5) 育児担当保育（乳児）

子どもは月齢が低いほど個々の生活リズムが大切にされ、一人ひとりの生命の安全と尊厳が守られなければなりません。生活や遊びの主体は子ども自身であることを基本とし、一人ひとりと丁寧に関わるために、保育者間で子どもの担当を決め、(特定の子どもを特定の保育士が見る)、担当の保育士が生活の中の育児の部分(食事、排泄、睡眠)に継続的に関わります。家庭での育児者が決まっているように、保育園においても担当を決めることによって、より深い信頼関係を育み情緒の安定を図ります。

※午睡(ごすい)はコット(午睡用ベッド)を使用します。

(6) 異年齢(たてわり)保育(幼児)

3~5歳児の様々な資質や特性をもった子どもたちが一緒に過ごすことで、一人ひとりに違いがあることや違っていいことを体験します。また、自主的に教えあい学びあう場を自分たちでつくることができ遊びが発展します。

発達のスピードや方向が異なる子どもたちが、1年(12か月)の枠組みではなく異年齢で交わることで、それぞれに「居場所」ができ安心して園生活を送ることができます。

(7) 送迎は基本的に保護者

変更がある場合は予め園に連絡を入れること。

(8) その他

地域の未就園児対象の子育て支援や育児相談(園長、主任が対応)

地域活動への参加

運営委員会を通してより円滑な保育内容の充実を図る

6 職員の職種、員数及び職務の内容

2025年4/1 現在

職 種	職務の内容	人員	常勤	非常勤	備考
園 長	園務を司り、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を司る	1	1		
副主任 保育士	園長、主任を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を司る	2	2		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う	12	12	0	
調理員	(株) イフスコヘルスケアに委託	3	1	2	
保育助手 子育て支 援員	園長・主任・副主任・保育士からの指示の下、保育業務の助手を行う。	7			
事務員	法人及び施設の事務及び経理に関する業務を行う。	1	1		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（2012年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日ですが、土曜保育は両親とも勤務の場合に限ります。土曜日の仕事が休みの場合は家庭保育をお願いします。

年末年始（12月29日～1月4日）、祝祭日、卒園式（4、5才児は出席）は休園日となります。

入園式、8月15日前後の3日間、その他職員研修日は保育協力日として家庭保育のご協力をお願いします。

台風や大雨の時、朝7時の時点で「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合は自宅待機となります。ただし11時までに警報が解除された場合は解除の30分後から開園しますが、お弁当持参になります。また、保育中に「暴風警報」が発令された場合は、その時点でお迎えをお願いします。

メール配信アプリを登録された方には、情報メールを送信します。

8 保育を提供する時間（7時から19時）

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（7時から18時）

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園

との協議のうえで保護者ごとに個別に決定し「保育必要時間決定承認書」を発行します)。

なお、前項以外の時間帯において、就労などの理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時30分から16時30分)

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定し「保育必要時間決定承認書」を発行します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労などの理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで、または16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(3) 延長保育

認定時間外の保育が必要な場合は、別途利用者負担が必要です。

《延長保育料金》

○保育標準時間認定の方

〈月～土〉 18:00～19:00 〈月額料金〉2,900円

○保育短時間認定の方

〈月～土〉 7:00～8:30、16:30～19:00 30分ごとに200円

○その他

〈月～土〉 19:00以降は15分ごとに1回300円

※「保育必要時間決定承認書」で承認された時間外の超過保育を受けた際は、「超過時間保育確認書」をその都度提出していただきます。(注1)

※認定された時間外の超過保育には、30分ごとに200円の費用がかかります。

注1:認定時間外とは・・短時間認定 7:00～8:30及び16:30以降
標準時間認定 18:00以降

注2:承認時間外とは・・「保育必要時間決定承認書」で承認された時間を越えての保育

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理〔調理業務は(株)イフスコヘルスケアが行います〕

(2) 食事の提供を行う日

月曜日から土曜日まで給食を提供します。

但し、行事実施日及び8月15日前後の3日間、職員研修等の保育協力日は除きます（年度によって多少変更有）。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		10時30分から個別に提供	15時頃	
1歳児		11時頃から小グループで提供	15時頃	
2歳児		11時頃からグループで提供	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

※医師による指示書が必要です

※ 食物アレルギーなど、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(4) 栄養士の配置基準

職務の内容	員数	備考
園児の栄養指導及び管理	常勤1名	イフスコヘルスケアが雇用

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金など

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 幼児教育・保育の無償化に伴う“給食費”の徴収について（3歳児以上）

○「給食費」の金額：7,000円

○「給食費」免除世帯（支払わなくても良い世帯）

- ・年収360万円未満相当の世帯

- ・全所得階層の第3子以降の子どもにかかる費用

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、様々な特性を持つ子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書などに同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科（小児科など近隣の専門機関と提携をしています）

医療機関の名称	イークリニック
医院長名又は医師名	李雲柱
所在地	大阪市北区本庄西 1-13-15
電話番号	06-6292-0155

- (2) 歯科

医療機関の名称	あらい歯科医院
医院長名又は医師名	新井是宣
所在地	大阪市北区中崎西2-1-1
電話番号	06-6364-9138

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変などの緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先などへすみやかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 その他、カーテン、敷物、建具などの防災処理 有
避難訓練	避難訓練は、毎月1回実施します。

17 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止研修受講
- (2) 子どもの人権を尊重するための職員研修

18 要望・苦情などに関する相談窓口

当園では、要望・苦情などに係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	• 窓口担当者 松藤美和子（園長） 中島司子（主任）		
	• ご利用時間 9：00～18：00		
第三者委員	• 電話番号 06-6371-1387	F A X 06-6467-8873 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	中上 隆雄		電話番号 06-6375-2100
			済美地域社会福祉協議会 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情などに係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	① 賠償責任保険 ② 災害共済
保険の内容	保育園における事故やケガの賠償
補償金額	① 対人最大2億円 ② けがの治療にかかった費用

20 園児の利用状況（2025年4月1日現在）

	2023年度	2024年度	2025年度
0歳児	3人	2人	5人
1歳児	13人	15人	16人
2歳児	16人	16人	16人
3歳児	16人	17人	17人
4歳児	13人	15人	17人
5歳児	7人	13人	15人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2024年度受審	大阪市に報告済み
自己評価の実施状況	実施	実施後、個人面談

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
①給食に係る費用	2号認定を受けたこども（3～5才児） 主食費 月額 2,300円 副食費 月額 4,700円	月額 7,000円
②絵本代	全園児	月額 450円
③リトミック・運動広場のびのび費用	2才～5才児対象 講師料	月額 2,500円
④教材費	個人で使用する連絡帳、帽子、タオル、エプロンなど	実費（p.10参照）
⑤保険料	毎年度4月に徴収	年額 300円
⑥遠足・園外保育費	遠足や園外保育の交通費や入場料など	毎月 300円
⑦卒園費用（5才児）	アルバム、保育証書、お別れ遠足等	毎月 1,000円
入園時のみ必要な費用 ⑧ICカードリース料 （注1）園児1名1枚	玄関ドア開錠と登降園チェック両用カードリース料（卒園・退園時にカードは返却）	1枚 1,000円

1) 園児1名につき1枚ずつご購入下さい。

※諸費金額は次頁を参照してください。＊口座振替で徴収します

2) ⑥⑦は年度末に過不足分を精算します。

3) 保育園の様子をビデオや写真で記録し、懇談会やホームページ、インスタグラムで利用させて頂く場合があります。ご都合の悪い方はお申し出ください。

4) 保育所保育指針により、卒園児の様子を就学先の小学校に伝え、育ちの共有を図ります。（保育所保育要録）。

諸費用

<毎月の費用>	費用	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
1 月刊絵本	450	○	○	○	○	○	○
2 リトミック&のびのび(運動遊び)	2,500			○	○	○	○
3 園外保育・遠足/入場料・交通費)	300				○	○	○
4 給食費(3~5才児)	7,000				○	○	○
5 卒園積み立て(5才児)	1,000						○
毎月合計		450	450	2,450	9,750	9,750	10,750
<在園児毎年度4月のみ徴収>							
1 保険	300	○	○	○	○	○	○
2 誕生日絵本	400	○	○	○	○	○	○
3 幼児出席ノート(3~5才児)	600				○	○	○
毎年度4月のみ合計		700	700	700	1,300	1,300	1,300

中崎はな保育園 クラス別教材価格表

	価格	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
1 連絡帳(乳児)	300	○	○	○			
2 健康手帳	300	○	○	○	○	○	○
3 出席表/シール(幼児)	600				○	○	○
4 ラベルマーク	500	○	○	○	○	○	○
5 クラス帽子	1,200		○	○	○	○	○
6 誕生日絵本	400	○	○	○	○	○	○
7 エプロン(4枚)	1,400	○	○	○			
8 手拭きタオル(3枚)	450		○	○	○	○	○
9 口拭きタオル(4枚)	400	○	○	○	○	○	
10 コット用キルトパット(乳児)	2,000	○	○	○			
11 コット用キルトパット(幼児)	2,200				○		
12 粘土	500				○	○	○
13 粘土ケース	400				○	○	○
14 粘土板	450				○	○	○
15 自由画帳	300	○	○	○	○	○	○
16 諸費袋	200	○	○	○	○	○	○
17 ICカード料	1,000						
18 アルバム・卒園備品代	1,000	○	○	○	○	○	○
19 氏名印(卒園・退園時に返却)	500	○	○	○	○	○	○
合計		7,000	8,650	8,650	9,400	6,800	7,800

※お昼寝に使用するコット(0~4歳用)を用意してまいるので、布団の持ち込みや貸出しなどはありません。

2025年3月 施行